

## 総政－１ 知ってますか？ 道の「苦情審査委員」制度

- 道が行った業務や制度の内容を審査する制度が、「北海道苦情審査委員」制度です。
- 皆さん自身の利害に関する苦情であれば、苦情審査委員に申立てができます。
- 皆さんに代わって、苦情審査委員が公正で中立的な立場から、道の関係機関に対し、必要な調査等を行います。
- 審査の結果、道の業務に不備な点や制度に問題があるときは、道の機関に是正や改善を求めます。
- もちろん、個人情報の保護にも十分配慮します。

①苦情申立ての窓口は、道庁の道政相談センターか各総合振興局（振興局）の総務課。

②苦情申立書及びリーフレットを用意しています。

③道のホームページからでも申立書をダウンロードできます。

→トップページの「ご案内」の お問合せ・相談窓口

→「その他のお問合せ・各種相談窓口」の 苦情審査委員の窓口

→「苦情審査に関すること」の 苦情申立の窓口

→「苦情申立の窓口」の 苦情の申立てについて（申立書はこちら）

④苦情申立書に必要な事項を記入し、苦情申立ての窓口に提出してください。

また、郵送、ファックス、メールでも申立てができます。

### 【問い合わせ】

北海道総合政策部知事室道政相談センター

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

TEL 011-204-5523（直通）

FAX 011-241-8181

メール kujyou.koueki@pref.hokkaido.lg.jp

各総合振興局（振興局）総務課

## 総政一 2 統計調査（経常調査）にご回答をお願いいたします

総務省統計局・北海道では、次の統計調査を定期的に行っています。

調査結果は、国民の共有財産として、日本経済の発展や国民生活の向上のために活用されています。

- ◆ 労働力調査（毎月実施、対象は世帯）  
男女・年齢別の就業率や完全失業率など就業・不就業の実態を明らかにする調査です。  
全国約40,000世帯を対象に調査しており、道内では、32市69町6村で実施しています。
- ◆ 家計調査（毎月実施、対象は世帯）  
世帯の収入・支出など家計収支の実態を明らかにする調査です。  
全国約9,000世帯を対象に調査しており、道内では、10市町で実施しています。
- ◆ 小売物価統計調査（毎月実施、対象は店舗・事業所、世帯、宿泊施設）  
商品の小売価格、サービス料金、家賃などの物価を明らかにする調査です。  
約540品目、約860銘柄の価格・料金を調査しており、道内では、9市2町で実施しています。

※ 皆様の個人情報は厳重に保護されます。

「統計法」で統計調査員には、厳格な守秘義務が課せられていますので、調査の内容が漏れるようなことはありません。

▼総合政策部計画局統計課公式サイト

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/tuk/index.html>

【問い合わせ】

総合政策部計画局統計課企画情報係

電話 011-204-5143

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/tuk/index.html>

## 総政－3 ほっかいどう応援団会議「道ファン子キャンペーン」 を実施します。

道では、北海道にゆかりや想いのある企業・団体・個人の方々の知恵と力を結集して、本道が抱える様々な課題を解決していくため、「ほっかいどう応援団会議」を立ち上げています。

このたび、「ほっかいどう応援団会議」の個人会員「道ファン子（どふぁんこ）」の拡大を図るとともに、コロナ禍で来道の機会が減少している北海道ファンの想いをつなぐため、公式 LINE でプレゼントキャンペーンを実施します。

LINEでお友達登録をして、「北海道でおすすめの場所や行ってみたいところ」のアンケートにお答えいただいた方の中から抽選で素敵な景品をプレゼント！この機会にぜひご登録ください。

### 【キャンペーン概要】

■キャンペーン名：すきすき大すき北海道 想いをつなぐ道ファン子キャンペーン

■期間：令和4年2月8日(火)～3月9日(水)

■実施内容：①ほっかいどう応援団会議のLINE公式アカウントからお友達登録

②LINEトーク画面のリッチメニューにある「応募フォーム」をタップ

③応募フォームに「北海道でおすすめの場所や行ってみたいところ」をご入力いただきエントリー完了

※抽選・発送は3月下旬予定です。当選者には、お名前・ご住所等発送に必要な情報を別途お伺いします。

■景品：道のふるさと納税返礼品お試しセット（5,000円相当）

【A賞】北海道米「無洗米プレミアムギフト」 20名様

【B賞】北海道ワイン 20名様

【C賞】「北のハイグレード食品」詰め合わせ 20名様

▼「ほっかいどう応援団会議」公式サイト

<https://hkd-ouendankaigi.jp>

【問い合わせ】

総合政策部官民連携推進室

電話 011-204-5158

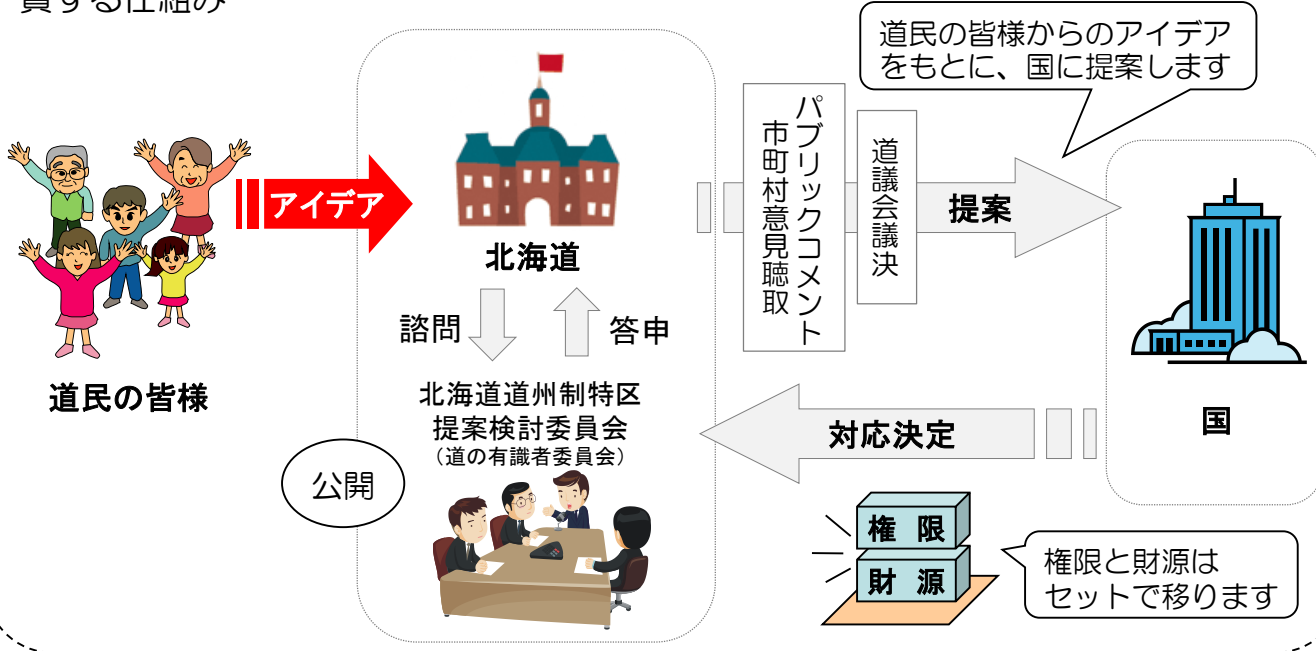
メールアドレス [hokkaido.ouen@pref.hokkaido.lg.jp](mailto:hokkaido.ouen@pref.hokkaido.lg.jp)

# 道州制特区提案のアイデア募集中！

- 道では、国から道への権限移譲や規制の緩和などを求める提案を国に対して行うため、広く道民の皆様のアイデアを募集しています！

道州制特区制度とは

特定広域団体（現在は北海道のみ）からの提案を受けて、国から特定広域団体への事務・事業の移譲や規制の緩和などを進めることで、将来の道州制導入の検討に資する仕組み



- これまでに33項目を国に提案し、28項目が実現（5項目は継続検討）
- 実現した道民アイデアの例

（平成19年12月提案）

## 水道法に基づく監督権限の移譲

給水人口等の基準により、国と道に分かれている水道事業者等の監督権限を、道に移譲してほしい（水道の事故が起きた時に、道は国が所管する水道事業者への対応ができない。）。

くらしの安全・安心の確保

### 国の対応（平成21年1月政令改正）

監督権限が道に移譲され、道が道内全ての水道事業者の監督を行えることとなった。

（平成23年10月提案）

## ふるさと納税のコンビニでの収納

ふるさと納税制度をより手軽に活用できるように、24時間営業しているコンビニエンスストアでの納税（寄附）を可能にしてほしい。

支え合いによる地域社会づくり

### 国の対応（平成23年12月政令改正）

私人に徴収・収納事務を委託することができる公金に「寄附金」が追加となり、コンビニエンスストア等でのふるさと納税が可能となった。

- アイデア提出方法・提出先

- (1) 郵便 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合政策部地域行政局行政連携課
- (2) ファクシミリ 011-232-1126
- (3) 電子メール sogo.gyourenbunkendousyu@pref.hokkaido.lg.jp

道州制特区に関する詳細な情報を、道のホームページに掲載しております。是非ご覧ください。  
<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/cks/bunken/doushuusei-top.html>